

■議案第9号 四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の策定について

【計画策定の趣旨】

四万十町の平成23年4月1日現在の人口は19,521人、高齢化率は37.2%となっており、全国の高齢化率と比べて14%も高くなっています。また、平成27年には、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）といわれる人たちがすべて65歳以上となる節目の年であり、高齢化率が急激に増加する時期を迎えることになります。

本計画策定にあたり、安心して暮らせる四万十町を目指して、高齢者が住み慣れた地域でその能力に応じて日常生活を送ることができるよう、高齢者を取り巻く様々な環境やニーズ等を把握したサービスの整備を図ります。

【計画の位置づけ】

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけ策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけ策定するものです。

この2つの計画を一体的に策定することとします。

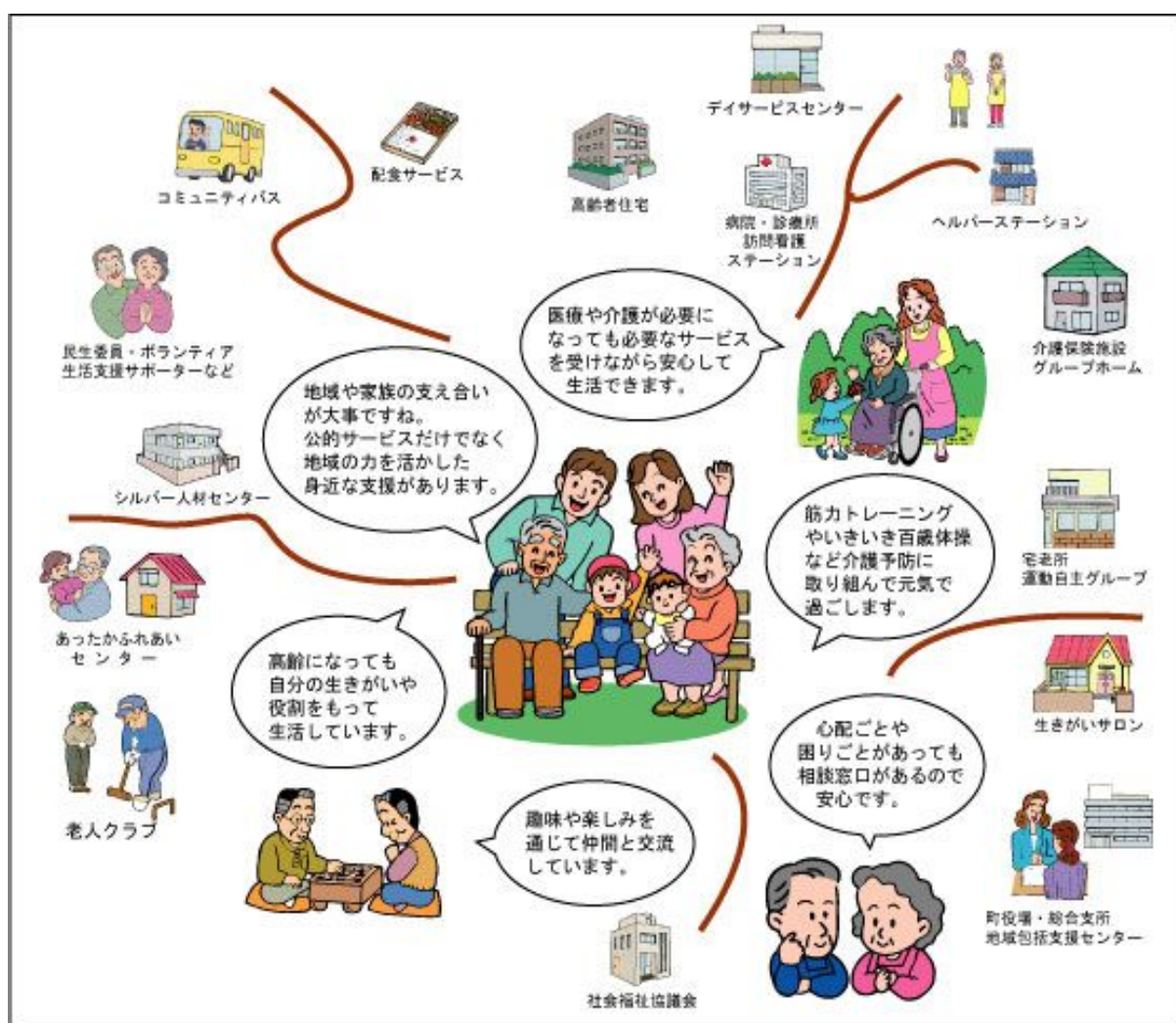
【計画の期間】

「介護保険事業計画」は介護保険法の規定に基づき3年を1期として計画内容を見直す必要があるため、本計画は平成24年度から平成26年度を計画期間として策定します。また、「高齢者福祉計画」についても「介護保険事業計画」と一体的に策定することが定められているため、同様に平成24年度から平成26年度を計画期間とします。

【基本理念】

第3期計画が、超高齢社会のあるべき姿をめざして平成26年度(2014年度)末の目標設定を盛り込んでいることから、本計画の基本理念については、これまで掲げてきたものと同様の方向性をもって設定しました。

「地域住民の一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり」



四万十町地域包括ケアのイメージ図

【重点施策】

●介護予防の推進

高齢にともなう運動能力や記憶力等の低下に対し、高齢者の自立を支援していくため各種予防事業を実施します。

また、高齢者が生きがいをもって暮らすために、主体的な生活を支援していく環境整備及び社会参加を推進します。

(1) 一次予防事業

- ①介護予防普及啓発事業（運動教室、生きがいと健康づくり推進事業）
- ②地域介護予防活動支援事業（宅老所支援、介護予防サポーターの養成）

(2) 二次予防事業

- ①二次予防事業の対象者把握事業
- ②通所型介護予防事業（高齢者筋力向上トレーニング事業）
- ③介護予防ケアマネジメント事業

(3) その他の事業

- ①運動自主グループ活動支援
- ②生きがいサロン
- ③老人クラブ活動の推進
- ④世代間交流の取り組み
- ⑤シルバー人材センター活動等への支援

●地域における安心な生活の確保

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、地域の中で支え合いの仕組みづくりを進めます。また、必要な支援やサービスの提供により安心して暮らしていける体制を構築します。

(1) 暮らしやすい生活を支援するサービスの充実

- ①包括的支援事業（地域包括支援センター）
総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、指定介護予防支援、地域包括支援センターの円滑な運営
- ②高齢者の住まいと生活支援サービス
軽度生活援助事業、配食サービス、福祉タクシー・バス事業、在宅介護手当、高齢者の生活を支える人材の確保、住宅等改造支援事業等

(2) 地域ネットワークの構築・強化

- ①地域ケア会議開催
- ②高齢者等見守り体制の整備
- ③認知症支援策

認知症サポーターの養成、認知症講演会等の啓発活動、専門職研修の開催等

(3) 医療との連携

既存の相談員連絡会やケアマネ連絡会の横の連携を支援するとともに、在宅医療の充実に向けて各関係機関と連携を図ります。

●介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険制度を将来に渡り安定的で持続可能なものとするため、保険給付の適正化等を推進します。

(1) 適切な要介護（要支援）認定の実施

(2) 給付適正化の推進（ケアプランの点検、給付費通知）

【介護保険サービス基盤の整備及び事業の見込み】

(1) 居宅サービス

認定者の推計に伴うサービス量を見込む。

(2) 施設サービス

現在、施設入所者のほか他市町村施設への入所の増加を見込む。

(3) 地域密着型介護サービス

認知症対応型共同生活介護施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設の増床を計画。

【介護保険料の設定】

介護給付費については、高齢化の進展のなか介護認定者の増加や認定者の介護度の上昇に伴い大幅な伸びが見込まれます。また、介護施設への入所待機者が増加しているため、今計画では地域密着型施設の増床を盛り込んだこともあり、第5期計画の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）を4,900円と見込んでおります。